

平成18年 6月29日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

日本油脂株式会社

代表取締役
社 長 中 嶋 洋 平

第83期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第83期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項
1. 第83期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 3. 定款授權に基づく取締役会決議による自己株式の買受け報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

第83期利益処分案承認の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

利益配当金は、前期と比べ1株につき1円増配し、1株につき6円（中間配当金3円と合わせて年9円）と決定いたしました。

当期の役員賞与につきましては、当期の業績ならびに従来の支給実績、その他諸般の事情を勘案し、当期末の取締役8名に対し、役員賞与35百万円を支給することに決定いたしました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

変更の内容は、次のとおりであります。

(1)「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更いたしました。

会社法において、株券を発行する場合は、定款の定めが必要となるため、定款第6条（株券の発行）を新設いたしました。また、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を設置する場合は、定款の定めが必要となるため、定款第23条（取締役会の設置）、第34条（監査役および監査役会の設置）ならびに第6章会計監査人、第44条（会計監査人の設置）および第45条（会計監査人の選任）、第46条（会計監査人の任期）、第47条（会計監査人の報酬等）を新設いたしました。

会社法の施行に伴い、用語および引用条文等について所要の変更を行うとともに、この機会に、内容を整理するため、現行定款第4条（公告）、第5条（発行する株式の総数）、第6条（自己株式の取得）、第7条（1単元の株式数および単元未満株券の不発行）、第7条の2（単元未満株式の買増し）、第8条（株券の種類）、第9条（名義書換代理人）、第10条（株主の届出）、第11条（基準日）、第13条（総会の議長）、第14条（総会の決議）、第17条（取締役の選任）、第19条（代表取締役の選任）、第20条（役付取締役）、第21条（相談役または顧問の委嘱）、第22条（取締役の権限）、第24条（取締役会規則）、第25条（取締役の報酬）、第26条（取締役の責任免除）、第27条（監査役の選任）、第28条（監査役の任期）、第28条の4（監査役会規則）、第29条（監査役の報酬）、第30条（監査役の責任免除）、第31条（決算期）、第32条（利益配当金の支払）、第33条（中間配当）および第35条（利益配当金等の除斥期間）について、所要の変更を行い、現行定款第16条（議事録）を削除いたしました。

- (2) 会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、定款第9条（単元未満株式についての権利）を新設いたしました。
- (3) 株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則に基きインターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるよう対応し、コスト削減等に資することができるよう、定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設いたしました。
- (4) 株主総会の適正な運営を図るため、議決権代理行使の資格および員数を制限するため、現行定款第15条（議決権の代理行使）について、所要の変更を行いました。
- (5) 取締役会が経営環境の変化に迅速に対応し、より機動的な経営体制を構築するために、定款第20条（取締役の員数）を新設いたしました。
- (6) 株主各位の取締役の信を問う機会を増やすべく取締役の任期を1年に短縮するため、現行定款第18条（取締役の任期）について、所要の変更を行いました。
- (7) 当社は、意思決定の迅速化を図るため「執行役員制度」を導入しておりますが、同制度の位置付けをより明確にするため、定款第26条（執行役員）を新設いたしました。
- (8) 取締役会の機動的な運営を図るため、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を行うことができるよう、定款第30条（取締役会の決議の省略）を新設いたしました。
- (9) 補欠監査役の予選の効力を2年とするため、定款第36条（補欠監査役の予選の効力）を新設いたしました。
- (10) 会社法第390条第3項の規定に則り、定款第38条（常勤の監査役）を新設いたしました。
- (11) 当社第14回無担保転換社債が平成18年3月31日に満期償還を迎えたことに伴い、現行定款第34条（転換社債の転換により発行された株式に対する利益配当金等の計算）を削除いたしました。
- (12) 上記各変更に伴い、章、条数等につきまして所要の変更を行いました。

- 第3号議案 取締役8名選任の件
本件は、原案のとおり取締役に中嶋洋平、大井弘雄、大池弘一、藤郷栄康および服部勝英の5氏が再選され、新たに稲葉由大、沓澤逸男および小西周志の3氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第4号議案 監査役1名選任の件
本件は、原案のとおり監査役に小川高明氏が選任され、就任いたしました。
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
本件は、原案のとおり補欠監査役に川上幸之輔氏が選任されました。
- 第6号議案 会計監査人選任の件
本件は、原案のとおり会計監査人に新日本監査法人が選任され、就任いたしました。
- 第7号議案 取締役の報酬額改定の件
本件は、原案のとおり承認可決され、取締役の報酬額を「年額360百万円以内」とすることに改定いたしました。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。取締役は、本総会第3号議案が承認可決されまして、8名であります。

本株主総会終了後開催された取締役会の決議により、中嶋洋平氏が代表取締役社長に再選され、就任いたしました。また、本株主総会終了後開催された監査役会の決議により、小林昭一氏および小川高明氏が常勤監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

以上により、平成18年6月29日現在における当社の取締役および監査役は、次のとおりであります。

* 代表取締役社長	中嶋洋平
* 取締役	稲葉由大
* 取締役	大池弘一
* 取締役	沓澤逸男
* 取締役	小西周志
* 取締役	藤郷栄康
* 取締役	服部勝英
常勤監査役	小川高明
常勤監査役	小林昭一
監査役	小坪律夫
監査役	早坂宗

- (注) 1. 監査役小坪律夫および監査役早坂 宗の両氏は、会社法に定める社外監査役であります。
2. *は執行役員兼務者であります。

平成18年6月29日現在における執行役員は、次のとおりであります。

会長執行役員	宇野允	恭
社長執行役員	中嶋洋	平
常務執行役員（設備・環境安全統括室長、知的財産部門管掌）	稲葉由	大
常務執行役員（人事・総務部門、経理部門、システム部門管掌）	大井弘	雄
常務執行役員（油化部門、食品部門、D D S事業開発部門、資材部門管掌）	大池弘	一
常務執行役員（化成事業部長、中国プロジェクト本部長）	沓澤逸	男
常務執行役員（システム改革推進本部長）	鈴木重	雄
常務執行役員（経営企画室長、防錆部門長）	服部勝	英
常務執行役員（研究本部長）	村田敬	重
執行役員（資材部長）	浅沼	毅
執行役員（大阪支社長）	加藤慶	二
執行役員（人事・総務部長）	小西周	志
執行役員（経理部長）	高林建	一
執行役員（秘書室長）	藤郷栄	康
執行役員（研究本部筑波研究所長）	仲地	理
執行役員（油化事業部長）	服部	裕
執行役員（知的財産部長）	早崎	泰
執行役員（ライフサイエンス事業部長）	松井宗	人
執行役員（電材事業開発部長）	森屋泰	夫
執行役員（食品事業部長）	山田直	道
執行役員（D D S事業開発部長）	山村廣	行
執行役員（化薬事業部長）	山本昭	飛己

なお、取締役、監査役および執行役員の同一役位内の序列は廃止しており、上記記載は五十音順であります。

第83期利益配当金のお支払いについて

第83期利益配当金は、1株につき6円と決定しましたので、同封の「郵便振替支払通知書」の記載事項をご高覧のうえ、払渡期間中（平成18年6月30日から平成18年7月31日まで）に、お近くの郵便局でお受け取りください。

銀行または郵便局の口座への振込をご指定の方には、「配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」をご送付いたしましたので、ご確認くださいませようお願いします。

以 上